○農林水産省告示第四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡大江町大字貫見字迎田七八一から七八三まで、七八一の一、七八二の二、七八三の二、七八三の一五、九〇四の二、九二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字迎田七八三・九二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県津市一志町波瀬字松山七七六二の一四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十八号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十六年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ニューホランド　ＳＬＴＶ18	214029	日本ニューホランド株式会社
〃	ニューホランド　ＳＬＴＶ20	214030	〃
〃	ニューホランド　ＳＬＴＶ22	214031	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○経済産業省告示第十九号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年二月二十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
413325	川上　善行
413326	渡邉　徳行
413327	谷　明彦
413328	浅野　哲史
413329	梅澤　太陽
413330	山本　昌利
413331	飛山　佳佑
413332	葵木　廣吾
413333	関　隆介
413334	井口　敬史
413335	円城　将義
413336	水川　宏信
413337	甲谷良太郎
413338	池側　千裕
413339	原　淳真
413340	熊谷　謙志
413341	横瀬　高宗
413342	松岡　寛樹
413343	白鯨　直樹
413344	大道　智之
413345	稟山　明信
413346	石崎　優子
413347	野口　慶
413348	大川　博志

○経済産業省告示第二十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十七年二月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年二月二十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	（変更後）
405410	石井　憲明
412884	近藤　万希

登録番号	（変更前）
405410	斎藤　憲明
412884	上田　万希

○国土交通省告示第二百六十五号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第一九八三号	松橋　寿彦	青森県	平成二十七年二月六日	八戸水先区
第一九八四号	西上　敏朗	静岡県	平成二十七年二月六日	仙台湾水先区

○経済産業省告示第二十一号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年二月二十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
106401	木村　明
208234	柳瀬　信也
209084	荻野　岳雄
214337	阿部　亨
406323	小谷健太郎

○経済産業省告示第二十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十七年二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年二月二十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
102271	齋藤　義彦
106435	森本　清
402890	山口　邦子

○経済産業省告示第二十三号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十七年二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年二月二十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
105064	伊東　宗彦
登録番号	氏名
407301	矢島　英明